

## Z世代課パートナーズ設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 市は、若者の行動傾向や価値観を本市の政策や民間企業の事業に活かし、時代の変化に対応できる持続可能な街を目指すことを目的とし、Z世代課パートナーズ（以下「パートナーズ」という。）を設置する。

### (役割)

第2条 パートナーズは、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 市の政策や事業に対する意見提供及び情報発信
- (2) 市の審議会等の会議体への委員参画
- (3) 民間企業との連携に関する事項
- (4) その他Z世代課の活動推進に資する事項

### (委嘱等について)

第3条 パートナーズは、第1条の目的に賛同し、本要綱を順守する個人をもって組織する。

2 市長は、北九州市を盛り上げたいと思う熱意のある若者（Z世代）をパートナーとして委嘱する。なお、パートナーの定義は、1995（平成7）年4月2日～2010（平成22）年4月1日生まれの者とする。

### (任期)

第4条 パートナーの任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (報酬等)

第5条 パートナーに対する報酬は、支給しない。

2 市長は、パートナーズの活動に資するため名刺を提供することができる。

### (暴力団員等の排除)

第6条 次の各号に該当する者は、パートナーの資格を有しない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すること。

### (解嘱)

第7条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その職を解嘱することができる。

- (1) 自己の都合により、辞任を申し出たとき。

- (2) 公序良俗に反する行為を行った場合や、パートナーとしてふさわしくない行為があった場合。
- (3) その他市長が適当でないと認める場合。

(個人情報の保護)

第8条 パートナーズの個人情報の収集・利用・管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他各種法令に基づき、次の各項のとおり適切に扱う。

- 2 個人情報とは、パートナーズを通じて本市が提供を受けた、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。
- 3 パートナーズを通じて、市が個人情報を収集する際は、利用者の意思による情報の送信・提供によることを原則とする。個人情報の収集にあたってはその利用目的を特定し、明示する。個人情報の収集は特定された利用目的を達成するために必要な範囲内で行う。
- 4 提供があった個人情報は、あらかじめ明示した利用目的の範囲内で利用する。個人情報は、本人の同意がある場合など個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他各種法令で定める場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供しない。
- 5 収集した個人情報については、北九州市情報セキュリティに関する規程に基づき厳重に管理する。保存の必要のなくなった個人情報については、速やかに廃棄または消去する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パートナーズの運営に関して必要な事項は、政策局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。